

○芦屋町子ども医療費の支給に関する条例
昭和49年10月 8 日条例第32号

改正

昭和52年 4 月28日条例第30号
昭和60年 7 月 4 日条例第23号
平成 8 年 9 月30日条例第10号
平成11年 3 月24日条例第 6 号
平成15年 9 月25日条例第26号
平成18年 9 月20日条例第35号
平成20年 6 月24日条例第29号
平成23年12月22日条例第19号
平成26年 3 月24日条例第 4 号
平成28年 3 月23日条例第10号

芦屋町子ども医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もつて子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 芦屋町の区域内に住所を有する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第22号）及び芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第33号）の規定により医療費の支給を受けている者を除く。
- (2) 保護者 医療保険各法の被保険者であつて、芦屋町の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。

- (1) 芦屋町の区域内に住所を有する者であること。ただし、生活保護法による保護を受けている子どもの保護者を除く。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であること。

(子ども医療費の支給)

第4条 町は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。

2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の申請及び認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところによりあらかじめ町長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

(子ども医療証の交付)

第6条 町長は、子どもの保護者であつて、かつ前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより子ども医療証を交付するものとする。

2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず子ども医療証を交付しないものとする。

(子ども医療証の提出)

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し、子ども医療費の支給があつたものとみなす。

3 町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し子ども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名、その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

附 則（昭和52年4月28日条例第30号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年7月4日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年9月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月24日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月25日条例第26号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成16年1月1日前においても、改正後の芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則（平成18年9月20日条例第35号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成19年1月1日前において、改正後の芦屋町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に関する乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。
- 3 第3条第1項の改正規定中、標準負担額に係る部分は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月24日条例第29号)

この条例は、平成20年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

附 則 (平成23年12月22日条例第19号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児・子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、改正後の芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号の子どもに関する乳幼児・子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

附 則 (平成26年3月24日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児・子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、改正後の芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号の子どもに関する乳幼児・子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

附 則 (平成28年3月23日条例第10号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、改正後の芦屋町子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号の子どもに関する子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

(芦屋町乳幼児・子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋町乳幼児・子ども医療費助成事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 4 芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)